

## <一般委託>

### 下町浄化センター全窒素・全りん測定装置保守点検業務委託(その2) 仕様書

下町浄化センター全窒素・全りん測定装置保守点検業務委託(その2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、下町浄化センターに設置した、全窒素・全りん測定装置の保守点検を定期的に行い、指定する期間を通じて計測及び機能を正常に維持することを目的とする。
2	履行期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市三春町2丁目1番地、平成町3丁目2番地
4	業務内容	別紙特記仕様書による
5	特記事項	別紙特記仕様書による 保守作業を実施した都度別紙「保守業務委託実施報告書」を提出すること。 当該委託のための予算が市議会で承認され、次年度当初において両者が合意した場合は、令和4年4月1日から6月30日までについても、本契約と同条件で契約すること。
6	関係法規	別紙特記仕様書による
7	資格要件	本委託を遂行する当たって必要な資格を有していること
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた場合は、最終月に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 水再生課 西中 健太 電話 046-823-6414

## <指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

下町浄化センター  
全窒素・全りん測定装置  
保守点検業務委託  
(その2)

特記仕様書

横須賀市上下水道局

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本委託は、下町浄化センターに設置した、全窒素・全りん測定装置の保守点検を定期的に行い、指定する期間を通じて計測及び機能を正常に維持することを目的とする。

### 第2条 場所

横須賀市三春町2丁目1番地、平成町3丁目2番地

### 第3条 期間

自 令和3年7月 1日  
至 令和4年3月 31日

※ 当該委託のための予算が市議会で承認され、次年度当初において両者が合意した場合は、令和4年4月1日から6月30日までについても、本契約と同条件で契約すること。

受託者が当該契約を継続する意思が無い場合は、履行期間満了日の約1か月前（令和4年2月28日）までに通知すること。

## 第2章 委託内容

### 第4条 委託内容

下町浄化センターに設置した全窒素・全りん測定装置の維持管理保守及び点検の内容は、次の項目のとおりとする。

#### (1) 製造事業者、型式、分析スパン、台数

ア (株) アナテック・ヤナコ

イ TPN-508 (ゼロ液精製器付き)、TPN-580 (ゼロ液精製器付き)

ウ 50：1、5：1

エ 3台、1台

#### (2) 内容

ア 本測定装置は、水質汚濁防止法の総量規制で定められている全窒素・全りんを24時間連続測定するものであるため、正確且つ迅速な対応が必要である。

そのため、年間を通じ正常な計測が出来るよう当該装置の原理・保守について熟知し、点検・校正及び部品の納入交換を行い、適切な維持管理を行うこと。

イ 点検内容は、別表-1を参考とするが、状況に応じて臨機応変に対応すること。また、表中の交換部品・試薬品類及びイオン交換樹脂の交換再生は、受託者の負担とし、廃材廃液は、適正な処理を行うこと。なお、正常な稼働に必要な別表-1以外の消耗品の交換についても、受託者の負担とする。

ウ 試薬類のうち水酸化ナトリウムについては、窒素測定用、ペルオキソ二硫酸カリウムについては、窒素・りん測定用を使用すること。

エ 点検予定日は、月曜日または火曜日を中心に計画を立てること（祝祭日は除く）。

## 第5条 故障時の対応

受託者は、点検設備に支障を及ぼす恐れのある故障が発見された場合、または、それらの連絡を受けた場合、及び委託者が水質上異常値であると判断した場合には、本局監督員（以下「監督員」という。）と相互協議の上、直ちに適切な処置を行うこと。

また、軽微な不良個所の修理は受託者負担、次に掲げる費用は委託者の負担とする。

(1) 委託者の都合で工事、または、模様替えのための設備の移設、若しくは、回収を必要とする時。

(2) 設備の破損、または、老朽化による機器の取替えの必要を委託者が認めた時。

緊急で受託者に依頼する事があるために、常に連絡体制を整備しておくこと。

## 第6条 費用の負担

前条に基づく作業により発生した費用は、特別な場合を除き、すべて受託者の負担とする。また、その際は、監督員に速やかに報告しなければならない。

## 第3章 提出書類

### 第7条 緊急時連絡体制表の提出

契約時に事故、故障、災害発生時の連絡系統図、報告方法を記載した緊急時連絡体制表を1部提出すること。

### 第8条 現場責任者届の提出と要件

当該設備は、取扱注意箇所があるため、現場責任者は、全窒素・全りん測定装置の保守経験を1年以上有し、また、公益社団法人日本環境技術協会が主催する水質計測機器維持管理講習会を修了した者とし、その指揮監督のもとに業務を行うこと。

また、契約後7日以内に保守経歴と修了証の写しを添付した現場責任者届を1部提出すること。

### 第9条 実施工程表の提出

契約後7日以内に点検予定日を記入した実施工程表（計画）を1部提出し、契約期間内に点検実施日を記載した実施工程表（結果）を1部提出すること。

### 第10条 点検要領書の提出

契約後7日以内に点検方法及び安全対策を記載した点検要領書を1部提出すること。

### 第11条 報告書の提出

報告書の提出は、次の項目のとおりとする。

(1) 受託者は、保守及び点検終了後及び第5条に基づいた作業を行った場合は、速やかに、保守業務委託実施報告書及び点検結果報告書、または、作業報告書を1部提出すること。

(2) 報告書には、点検日、開始終了時間、点検従事者全員の氏名、点検内容を記載

し、点検前、点検中、点検完了の状況がわかる写真を添付すること。

#### 第4章 その他

##### 第12条 作業の打ち合わせ

作業の打ち合わせは、次の項目のとおりとする。

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、作業前に監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転・機能に支障を与えないようにすること。
- (2) 受託者は、打ち合わせに際し必要な書類を提出し、これに基づいて作業を行わなければならない。
- (3) 点検に際して、他の機器などのシステムに影響を与える内容の打ち合わせを行った場合は、議事録を1部提出すること。

##### 第13条 安全管理等

安全管理は、次の項目により行うこと。

- (1) 受託者は、作業の実施に当たり、作業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。関係法令を遵守するとともに常に人身の安全に十分注意すること。
- (2) 受託者の現場責任者は、安全作業や作業内容の把握に努め、作業を行うものとする。
- (3) 作業前にKY活動を行い、安全管理に努めること。
- (4) むやみに覆蓋に乗らないこと。
- (5) 敷地内（車内及び現場事務所内含む）は、全面的に禁煙とする。

##### 第14条 疑義の解釈

本特記仕様書に明記のない事項、または、記載に疑義が生じた場合は、双方、協議の上、決定する。

##### 第15条 グリーン物品購入及び環境配慮関係

この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。（以上方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）。

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

別表-1

点検箇所	点検内容	点検周期	交換部品
サンプリング部	給排水配管	採水・排水配管経路の点検	毎回
	試料水槽	槽内水量の点検	毎回
		槽・フィルターの洗浄	毎回
	洗浄水槽	洗浄水量の点検	毎回
		槽内の洗浄	適時
	純水装置	フィルターの状態確認	毎回
		イオン交換樹脂の状態確認	毎回
	試料計量管	計量動作の点検	毎回
		計量管の洗浄	毎回
	減圧ポンプ	吸引能力の確認	1か月
試薬部	加圧ポンプ	加圧能力の確認	1か月
	計量管配管経路	チューブの点検及び洗浄	毎回
	加熱槽	分解・洗浄	適時
	試薬量	試薬残量の点検	毎回
		試薬の交換・補充	毎回
	試薬計量管	計量動作の点検	毎回
		計量管の洗浄	適時
計測部	計量管配管経路	チューブの点検	毎回
		電磁弁の点検	毎回
	シーケンス	シーケンス動作の点検	毎回
	検出器	ゼロ校正	毎回
		スパン校正	毎回
		リファレンス電圧の確認	毎回
		セルの分解・洗浄	適時
記録部	ディスプレイ	点灯表示の点検	毎回
	プリンター	印字データの点検	毎回
		警報印字の点検	毎回
		印字用紙残量の点検	毎回
		印字用紙の交換	適時
その他	その他	廃液の排水状態確認	毎回
		制御部乾燥剤の交換	毎回
			乾燥剤 (適時)

- ※ ・測定装置の点検頻度は2週間に1回程度であるが、状況により変更するものとする。  
 ・上表の点検周期及び交換部品（交換回数）は参考とする。



課長	係長	担当者	設計者
----	----	-----	-----